

令和7年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第10日（令和7年12月10日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

（議案の委員会付託）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂下文宏君 | 2番 | 新谷英生君 |
| 3番 | 形岡弘士君 | 4番 | 谷口佳保君 |
| 5番 | 弘田条君 | 6番 | 武政健三君 |
| 7番 | 山崎誠一君 | 8番 | 吉村政朗君 |
| 9番 | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

12番 永野裕夫君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 議会事務局長 | 池正澄君 | 局長補佐 | 山本卓己君 |
| 再任用職員 | 窪内研介君 | 会計年度任用職員 | 廣瀬るみ君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|         |       |        |      |
|---------|-------|--------|------|
| 市長職務代理者 | 早川聡君  | 会計管理者兼 | 萬知栄君 |
| 副市長     |       | 会計課長   |      |
| 税務課長兼   | 岡田旭生君 | 企画財政課長 | 酒井満君 |
| 固定資産評価  |       |        |      |

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 畑山 正王 君 | 危機管理課長               | 岡田 哲治 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 永野 美歌 君 |
| 市 民 課 長                 | 東 直能 君  | まちづくり対策課長            | 和泉 政彦 君 |
| 観光商工課長                  | 横山 英幸 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 中尾 吉宏 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じんけん課長               | 宮地 一豊 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 濱田 三幸 君 | 教 育 長                | 斧川 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 田村 五鈴 君 | 生涯学習課長               | 山本 悟 君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 坂本 久恵 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和7年土佐清水市議会定例会12月会議、第10日目の会議を開きます。

この際、12番、永野裕夫君が欠席となりますので、御報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、谷口佳保君。

（4番 谷口佳保君発言席）

○4番（谷口佳保君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

今回の質問は市長不在の中での質問になりますので、答弁も大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

9月会議で、地元経済の活性化と直結する入札制度の在り方について質問をさせていただきました。公平で透明な制度を整え、市内業者がしっかりと力を発揮できる環境をつくることは、地域の持続につながると考えております。前回の質問でもお話をさせていただきましたが、経済の縮小が地域の縮小を招くと考えております。経済の縮小は、人口減少問題より重要でないかと危惧しているところです。

9月会議では、令和7年7月1日に実施されました、曙団地3号棟外壁等改修工事の積算内容について、設計の不適正、単価の整合性不足、諸経費の未記載、いずれも市の管理体制の甘

さを露呈したものではないか、他市町村の事例も挙げて、本市も他市町村のように再入札をすべきじゃないかと、前市長の程岡市長に質問させていただきましたが、再入札は行わないと答弁をいただいております。

その後の対応について、今回は質問させていただきたいと思います。

まずは、曙団地3号棟外壁等改修工事の設計書の中で、仮設工事のブラケット足場が1,149平米、枠組・本足場が272平米と記載されており、大半がブラケット足場となっておりますが、令和6年4月1日から厚生労働省では、足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正しており、足場からの墜落防止措置を強化されておりました。

法改正後、建築物の外壁面から敷地・境界線までの幅が1メートル以上ある場合は、原則、本足場を使用することとなっていること、規則の改正等を常に把握し、適正な施工による設計書になっていますかということを確認させていただきまして、まちづくり対策課長より、現地と整合性が取れていない設計になっていたと言わざるを得ませんと、本来であれば、現地を精査した上で最新の基準をもって設計すべきものでありますので、今後は十分に注意を払い、適切な設計書になるよう努めてまいりますとの答弁をいただいております。

その後、当該工事について、どのような対応をされたのかお伺いいたします。まちづくり対策課長、お願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 和泉政彦君自席）

○まちづくり対策課長（和泉政彦君） お答えします。

御指摘の工事につきましては設計基準と現地を確認した上で、請負契約書に基づき、設計変更の手続を行っています。

変更内容としましては、発注時に設計計上していましたがブラケット足場1,149平方メートルのうち、本足場に変更する部分が430平方メートルありまして、これによる請負金額は約2万4,000円余りの増額になる見込みとなっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 4番、谷口佳保君。

（4番 谷口佳保君発言席）

○4番（谷口佳保君） 次に、塗装工事のウレタンゴム系の塗膜防水の単価について、建築コストの単価を採用されておりましたが、建築コストの該当部分の単価は、施工規模の300平米程度の場合の単価であるため、業者のほうで赤字を出して工事する設定になっておまして、施工規模や現場状況に合った積算をされておりますかということ、9月にまちづくり対策課

長にお伺いいたしました。

課長からは、設計書に反映する単価は、基本的に高知県が公表している単価を使用して、それがない単価については建設物価や建築コスト等の物価本の単価を使用しているが、現場条件、施工規模に合わない場合もある。指摘の単価については施工規模が合わないため、本来であれば、条件に合った見積りを徴収するなどして、実勢相場を考慮した単価を使用することが妥当であったと判断するので、今後は、実情に合った適切な設計書の作成に努めていくと答弁をいただいております。

当該工事のその後の対応についてお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 和泉政彦君自席）

○まちづくり対策課長（和泉政彦君） お答えします。

今回の工事に限っては、請負者と協議を行い、合意の下、工事を進めていまして、請負者も単価につきましては承知の上で入札に参加されたとのことで、単価は変更しないことになっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 4番、谷口佳保君。

（4番 谷口佳保君発言席）

○4番（谷口佳保君） 課長から答弁をいただいて、条件に合わない場合もある、精査に努めるといただいておりますが、これは裏を返せば、現時点では条件に合わない単価を採用している可能性があるということで、現場条件に即していない単価を基に積算した場合、結果として、過大支出や業者の負担増、市民負担増になるのではないのでしょうか。今後は、設計積算時に第三者チェックや現場条件に応じた積算根拠を示す、そのような義務づけも検討すべきではないのでしょうかということをお話をさせていただいておりますが、その後どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 和泉政彦君自席）

○まちづくり対策課長（和泉政彦君） お答えします。

設計に携わる職員には、最新の設計基準を使用、現地精査による設計条件の確認、適正な単価の使用と表記等を行うよう、一層の注意喚起をし、また、それぞれの部署においての設計審査・チェックの強化を図るよう指示しております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) 次に、業者の方から、一部の工事では諸経費の表記がされていないと声をいただきました。積算に使用する諸経費及び単価は適正に表記されているかを確認させていただいたところ、9月の議会の際に課長からは、諸経費等について課長が調べてくださって、土木工事については、県内自治体が統一した積算システムを使用しており、諸経費の工種区分や適用単価等、適切に表記されている一方で、その他の建築工事等は、土木工事のような積算システムが整っていないことから、諸経費等の表記がないものがあり、当該工事についても表記されていませんでしたと、このような質問をさせていただきました。

今後は、入札参加者が正確に積算できるよう、必要な事項につきましては、可能な限り表記するよう庁内で協議したいと思っておりますとの答弁をいただいておりますが、その後の対応について伺いたいと思っております。

○議長(作田喜秋君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 和泉政彦君自席)

○まちづくり対策課長(和泉政彦君) お答えします。

今後の対応方針としましては、前回の9月会議の答弁のとおり、入札参加者が正確に積算できるよう、可能な限り必要事項を表記するように土佐清水市建設事業管理審査委員会、これは、昨日の山崎議員の質問で総務課長から詳しく答弁がありましたとおり、建設事業の公正な実施と事務の円滑な運用を図る目的として、副市長以下数名の管理職で構成された委員会で、この委員会で確認して、全庁的に周知するようにしております。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君発言席)

○4番(谷口佳保君) ありがとうございます。今回のようなケースは、設計誤りや積算の不備があって事業者が疑義申立てをしていますが、市の対応は何らかの基準に基づいたものでなく、不明確であったのではないかと考えております。

今後、同様の事例があった場合、執行部としてどのような対応をするのか、また、していく予定であるのか、確認したいと思います。今後の対応について、入札に関わる総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長(作田喜秋君) 総務課長。

(総務課長 畑山正王君自席)

○総務課長(畑山正王君) お答えいたします。

本市においても、疑義申立てなどにより設計誤りや積算不備が判明した場合は、設計者や所

管課の職員に建設事業管理審査委員会への出席を求め、委員に経過を説明、高知県や近隣市町村に同様事例への対応を確認した上で、組織として入札の続行や中止の判断をしてまいりました。

今後は、高知県や他市町村の取扱要綱などを参考に、本市の入札における疑義申立てや対応についての方針をまとめ、令和8年度の入札から実施できるよう、ホームページでの公表、事業者に周知をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 4番、谷口佳保君。

（4番 谷口佳保君発言席）

○4番（谷口佳保君） ありがとうございます。今回、本市で発生した官製談合違反の事案は、単に市長と議員の不祥事として片づけられるものではないと思います。むしろ、市役所全体としてコンプライアンスの意識が十分でなかったことと、コンプライアンスを守るための仕組みが機能していなかったことが根本的な原因であるのではないかと考えております。

さらに、今回の曙団地3号棟の外壁等改修工事の積算については、積算ミスが発覚していたにもかかわらず、入札のやり直しを行わないと判断されました。適正な積算は、入札制度の公平性と公金の適切な執行を担保する根幹でもあります。それにもかかわらず、誤りが判明した後も、入札手続をそのまま進めてしまったことは、内部チェック体制の不備だけでなく、問題を正す姿勢そのものが欠けていたのではないかと考えておりますが、この点も、重大なコンプライアンスの欠如として改善が必要なのではないかと思っております。

本来、行政は公正・公平・透明であることが絶対条件です。しかしながら、今回のこの当該工事も、今回の事件も、その大前提が守られていなかったことを示しております。

このような状況を招いた背景には、コンプライアンスの教育・監督体制、内部牽制の仕組み、組織風土、情報共有体制など、多岐にわたる課題があったのではないかと考えられます。

したがって、今回の不祥事を個人の問題として矮小化することなく、市としてコンプライアンスの在り方を抜本的に見直すことが不可欠ではないかと考えます。具体的に、コンプライアンス教育の徹底と定期化、入札・契約事務におけるチェック機能の強化、積算のダブルチェック体制の構築、誤り発見時に迅速に対応できる入札手続の見直し、不正を事前に防ぐ内部統制の再構築、不正を発見しやすい通報制度の整備など、実効性のある対策が今求められております。

市民の信頼は、一度失われれば簡単には戻りません。私は、市民はもちろんですけども、この場所にいる皆さんも今回の被害者だと思っております。もう二度とこのような事件が発生しないよう、させないよう、本市の行政運営を根本から抜本的に立て直す大きな契機と考えてお

ります。

最後に申し上げます。私たち議会も、執行部の皆さんも、市民の皆さんからお預かりしている信頼こそが、行政運営を支える最も大切な土台であると強く認識しております。今回の事件を真摯に受け止め、一日も早く市民の信頼を取り戻すため、ともに議会と一緒に尽力してまいりたいと思います。その取組を着実に前へ進めていくためにも、議員も必要な提言を行いながら、しっかりと皆さんに寄り添い、同時に厳正なチェックを続けていくべきだと考えます。

以上をもちまして、強く改善を求めるとともに、本市が必ず立ち直ることを心から願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

午前10時15分 休 憩

午前10時24分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） 皆さん、こんにちは。自由民主党、会派・翔の武政健三でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

今回の質問、先月、本市の電気工事の入札の不正が発覚、程岡元市長、そして永野市議会議員が逮捕されるという本当にショッキングな事件が起きました。その本市の入札制度についての検証及びその改善策についての質問、そして2問目は、今年最後を飾る景気のよい質問、絶好調のふるさと納税についての質問をさせていただきます。

質問に入る前に、毎回言っておりますけども、私は耳が不自由で、両耳に補聴器をつけております。この携帯に補聴器のアプリを入れておりまして、この携帯を使って音量の調整をさせていただいております。この議場内でも携帯の使用を、議長、お許しくくださいますようお願いいたします。

今年の6月会議、9月会議の一般質問で、この補聴器購入補助金の質問をさせていただきました。その後、難聴で困っているたくさんの方々から連絡をいただきました。70代の男性の方、そして70代の女性の方、50代の現役ばかりの男性の方が2名、そして40代の男性の方、そして40代の女性の方、最後に、20代の女性の方より連絡いただきました。皆さん悩みはほとんど一緒です。難聴で相手の声が聞きづらく、会話をするのが非常に苦痛で、本当に人前が出るのが嫌になるぐらい悩んでいる。補聴器をつけたらどんな効果があるのか。本当

に会話が聞こえやすくなるのか。そして、値段はどのぐらいするものなのか。ほとんど一緒の内容です。

本市では、65歳以上の非課税の方に最高5万円の補助が出ます。しかしながら、それ以外の方は平均40万円から50万円、自分でお金を出して実費で補聴器を購入しなければいけません。本当にハードルが高いということを言い続けておりますけども、健康推進課長、そして福祉事務所長、皆さんから電話かかってきたというのは本当に生の声なんですね。耳が悪い方しかこれは分からない悩みだと思います。全国に先駆けてもっと補助の対象を幅広く、そして若い方々にも補聴器購入補助金が使えような施策を、ぜひ検討していただきますよう再度お願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

本市の皆様から疑いの目で見られている、本市の入札制度の検証、そして改革について伺います。

本当にショッキングな事件ですよ。数年前よりコロナウイルスによる感染症のため、あらゆる商売が苦境に陥り、本市でも大変な思いで商売を続けている方々がたくさんいらっしゃる中、事もあるに本市の電気工事組合8社が本来すべき仕事を、わざわざ四万十市の業者に最低金額を教える落札させるという、市のためではなく、自己中心的で本当に悪質、あり得ない事件です。

目的はさて、まだ解明されていませんけども、目的は何だったんでしょう。程岡元市長、永野議員におかれましては、早く事実を正直に語ることが残された最後の仕事だ、と高知新聞にも載っておりました。全くそのとおりです。早く事実を明らかにすべきと強く要望いたします。

そして今回のことで、早速、来年1月18日に市長選、そして県議会議員の補欠選挙も同日に実施と決定したとのことですが、特に今回の選挙は、市長、市議の自己中心的で悪質な不正で失職したための選挙です。今、全国でも騒がれておりますよね。相手を誹謗中傷するようなレベルの低い選挙、これには絶対してはいけないと思います。本当に恥ずかしいことです。本市の信頼回復、そして市民の皆さんが住みやすく明るい土佐清水にするための前向きな政策、ここで戦いをしていただければと強く願っております。

それでは本題に入ります。この入札の質問は、新谷議員、吉村議員、前田議員、山崎議員が先にしておりますので、重複する点が多々ありますが、イロハのイから分かりやすく順を追って進めてまいりたいと思いますので、御了承よろしく申し上げます。

前々から、この入札結果は絶対おかしいという声が多々ある中での今回の事件、そもそもこの入札という制度はどういうものなのか調べてみました。入札制度とは、請負契約において複数の事業者が価格や条件を提示し、最も有利な提案を行った者と契約を結ぶ仕組み、入札の目的、公的契約を公正かつ透明に行い、税金を適正に使うことです。国民の税金を財源としてい

るため、特定の企業を優遇するような契約は認められませんかと書かれております。

さて、本市の入札の制度はどういう仕組みなのか、そして隣の四万十市、宿毛市と比べてどうなのか、しっかりリサーチをさせていただきました。本市の入札制度に対しての危機管理、あり得ないほど昔のまんまで取り残されているというのが今の私の実感です。いかに不正がやりやすかったか、一つ一つひもといてまいりたいと思います。

まず、総務課長に伺います。入札の種類と流れについて教えてください。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

一般的な入札方式としまして、参加資格を満たした事業者が誰でも入札に参加できる一般競争入札、自治体があらかじめ選定した事業者のみが参加できる指名競争入札、価格だけでなく企画内容や技術提案を評価する企画競争方式、いわゆるプロポーザル方式などがありまして、本市の入札は指名競争入札を基本としており、最低価格落札方式を採用しております。

また、指名競争入札により工事等の発注を行う場合の流れについては、建設事業管理審査委員会で指名業者を選定の上、事業者に指名通知を行います。指名通知を受けた事業者は、入札日の指定された時間に入札会場を訪れ、入札書を投函、入札会場で開札を行い、落札者が決定する流れとなっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） そういうことですね。今回の事件になった案件、これは自治体があらかじめ選定した事業者のみが参加できる指名競争入札ということなんですね。

まず、基本から入ります。本市の入札の決め事をまとめているのが土佐清水市契約規則なんですが、総務課長に伺います。この本市の契約規則はいつ作成したものなのか教えてください。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

本市の指名競争入札に関する規定は、土佐清水市契約規則に定めておりますが、昭和59年2月23日に公布されております。本規則を定めた以後は、その都度改正を行い、運用しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） 昭和59年2月23日に公布されて、その後、何度も改正を行っておりますね。近年では令和4年3月、令和5年3月、そして令和7年、今年ですよ、今年の3月31日も改正しております。

にもかかわらず、冒頭で話したように、本市のこの契約規則突っ込みどころ満載です。不正をしても非常に分かりづらい内容だと、私は個人的に思います。

その前に、12月3日、ヤフーニュースに本市の電気工事業の組合長、和泉社長のインタビューの動画が出ておりました。じっくり聞かせていただきました。その中で、今回の問題の入札は、ゴールデンウィークに入って入札案内が届き、ゴールデンウィーク明けから二十日間もない中、当然私たちは昼間は仕事しております。ですので、夜、一生懸命積算をしました。今回、6,000万円近い金額なので、正確な金額を出すには、土日祝日はメーカーとはやり取りできません。最低1か月は必要。しかし、この短期間で問題の井上電気さん、僅か1万円違いで落札、まずあり得ないことで、私は不審に思いましたと話がありました。

直接組合長にお会いしてお話を伺いますと、今回だけではないんですよ、ちょくちょくこんな短期間の通知が来るとのことなんですけども、総務課長に伺います。メーカーは土日休みなので、連絡が取れません。余裕を持って確実な積算ができるよう、入札の通知をもっと手前にできないかという声をいただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

入札の通知から入札日までの期間は、工事の規模や工期等を考慮し、決定しております。議員より御案内があるとおり、今後は、発注してから工期が十分に確保できる場合は、より余裕を持って積算ができる期間となるよう、案内をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） ありがとうございます。よかったです、本当に。先ほども言いましたけども、本市の電気工事の皆さん、昼間はみんな汗だくで仕事をしているんですよ。作業は仕事が終わった後、夜に作成ということですので、特に大きな金額の入札の折は、くれぐれも日数に余裕を持った案内でよろしく願いいたします。

さて、本題に戻ります。これからの質問は全て隣の四万十市、そして宿毛市の入札の担当課

に連絡をして、しっかり内容の確認をさせていただきました。本市との比較をしながら質問を進めてまいりますので、また、武政がほかの市町村と比べやがってと思われる方もいらっしゃると思いますが、嫌がらずに答弁よろしくをお願いします。

総務課長に伺います。入札の予定価格及び最低制限価格は、誰がどのように作成するのか教えてください。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

入札の予定価格及び最低制限価格は、入札の担当者が素案を作成し、入札が執行される前の建設事業管理審査委員会で審議し、決定しております。なお、最低制限価格につきましては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル及び高知県モデルに基づいて算出しております。算出方法は設計室に掲示し、公表しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） そういうことなんですね。本市は入札担当者が素案を作成、そして建設事業管理審査委員会、これ長いですから、審査委員会でこれから言います。審議して決定されるんですね。大人数の仕事になります。

ちなみに四万十市は、担当課の補佐が作成して、担当課長が確認して決定します。宿毛市は、担当課の係長が作成して、担当課長が確認して決定されるとのことです。めちゃくちゃスリムですね。

次に、総務課長に伺います。予定価格及び最低制限価格決定後の管理方法、そして誰がその金額を閲覧できるのか教えてください。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

予定価格及び最低制限価格を決定した後は、予定価格調書に各委員が決裁した上で封入し、入札が執行されるまで封入したまま管理しており、入札執行後まで閲覧できない形となっております。予定価格及び最低制限価格の説明資料については、全員分を回収し、入札担当者が処分しております。

予定価格及び最低制限価格を閲覧できるのは、調書に決裁をしている建設事業管理審査委員会の委員の4名、事務局の2名の6名ですが、請負金額が5,000万円以上のときは市長決

裁となるため、最大で7名となります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） これは、新谷議員の質問で先に答えが出ていますが、改めて言わせていただきます。本市は、今答弁ありましたように委員会の4名、そして作成した担当の2名、金額が5,000万円以上なら市長も確認ということですね。トータル7名が最低制限価格を知ることができるんですね。まず、ここが1つの修正点だと思います。

ちなみに四万十市は、最低制限価格に関わるのは財政課の補佐と課長の2名だけです。ちなみに宿毛市は、基本的に市長もしくは副市長どちらか一人と担当課長の2名のみ、金額が大きくなれば市長、副市長、担当課の3名ということですね。

ただし、四万十市、宿毛市両方とも本市と同じで、入札の審査委員会というのがあります。これ六、七人ぐらいいらっしゃるということですが、この委員会が介入できるのは入札の業者選定まで、一番重要な最低制限価格に関わるのは2名から3名のみなんです。

四万十市の担当に聞きました。仮に、例えば市長から、この入札の案件はちょっと気になることがあるので、最低制限価格を教えてと聞かれたらどうしますかと聞いたところ、それは教えることはしません。当然聞かれることもありませんから、と教えていただきました。

よくよく考えてみると、全体像の予定価格こちらのほうは知りたいということはあるかもしれませんが、しかしながら、最低制限価格を知らなければいけない理由ってあるわけないやないですか。もう一回言いますね。四万十市は、市長から聞かれても、最低制限価格は教えない。はっきりしています。

副市長に伺います。前田議員からも先に質問がありましたが、四万十市、宿毛市と比べて閲覧できる人数が非常に多いんですが、危機管理の事を考えるともっとスリムにするべきではないでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 早川 聡君自席）

○副市長（早川 聡君） お答えいたします。

武政議員が言われますとおり、最低制限価格を決める人数を減らすことは、入札情報の漏えい防止になると認識しております。情報漏えい防止策の1つとして、今後、建設事業管理審査委員会の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) そうですよ。指名業者を決めるところまでは審査委員会を含んだ大人数のメンバー、これはもう全然問題ないというか、そうしないといかんと思います。しかしながら、一番大事な最低制限価格だけは、四万十市のように担当課の補佐、課長、この2名だけにすべきではないでしょうか。責任を持たせてあげるべきではないでしょうか。

本市だけが7人も閲覧できるというのは、絶対いかんと思いますね。しかも、予定価格ならまだしも、極秘であるべきの最低制限価格を市長に聞かれたら簡単に教えてしまうシステム、これも絶対改善するよう強く要望いたします。二度とこの類いの事件が起こらないよう、しっかりした危機管理、くれぐれもよろしく願いいたします。

次に、総務課長に伺います。今回の事件、旧幡陽小学校電気工事の入札に参加した業者の件数及び業者名を教えてください。お願いします。

○議長(作田喜秋君) 総務課長。

(総務課長 畑山正王君自席)

○総務課長(畑山正王君) お答えいたします。

5月28日に執行しましたこども未来第3号、宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事(電気設備)の指名競争入札においては、指名業者数は6者、入札参加は4者でありました。入札に参加した事業者は、清水電気工事店、和泉電気、四電工、井上電工となっております。

以上でございます。

○議長(作田喜秋君) 6番、武政健三君。

(6番 武政健三君発言席)

○6番(武政健三君) 指名業者数が6者、入札参加数は4者で、本市の業者の清水電気工事店と和泉電気、あと四電と、問題の井上電工の4者だったということですね。

今回の事件について、本市の電気工事組合の内容を和泉組合長に資料を頂きまして、じっくり話を伺わせていただきました。本市の電気工事組合の事業者は、平成9年度には17者ありました。しかしながら、今現在は全部で8者まで減り、そのうち入札の指名業者に選ばれているのは4業者のみです。しかしながら、本市は比較的若い経営者が多く、ほかの市町村と比べても、仕事も皆さんが切磋琢磨して一生懸命頑張っているというお話をいただきました。

そんな中での今回の事件、和泉組合長は、ヤフーニュースの中でこう語っております。以前から中村の業者が大きい案件ばかり、1万円プラスくらいの金額で取っているの、昔から不審に思っていた。計算能力を上げるために何百万円もするソフトを買ったりとか、いろいろ努力をしてきました。しかしながら、今回の案件もブースターテレビの機器に指定の型番が表示されてなく、そのブースターテレビの機器というのは、1万円から最高二十数万円までありま

して、参考の型番がなければ金額がずれるはず。そしてルーターも同様に指定がなかったので、金額に差が生じるはず。ところが、6,000万円弱もの大きな金額で、型番も表示がないのに、最低制限価格と僅か1万円の差で落札。いかに不自然なことなのか分かります。昔から絶対怪しい、不審に思い続けていた、と語っています。

これも調べさせていただきました。ちなみに過去3年半の間の入札結果ですけれど、井上電工が入札で落としたのは7件、金額は1億5,000万円弱あります。これが全部不正とは僕は言っていません。仮にこの7件の仕事を市内の業者が全て落としていたらどうなったか。大きい工事なら、指名業者以外の残りの4業者にも下請として仕事が回ります。さらに、手が足らなかつたら、当然雇用が生まれます。雇用が生まれるということは、次の世代の経営者が増えるということにもつながるんですよね。

本市の将来のためにも、わざわざ市外の業者をなぜ入れるのか、非常に私はここに疑問を感じるわけなんですけども、総務課長に伺います。本市に電気工事者が4者あるが、なぜ市外業者を入れるのか教えてください。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

本市の指名競争入札においては、土佐清水市契約規則の第24条第1項で、競争入札に参加する者を、なるべく5人以上指名しなければならないと規定していることから、市内業者を優先的に指名しながら、それでも5者確保できない場合は、市外業者を含めて5者以上となるように指名しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） そうなんですよね。この土佐清水市契約規則第24条第1項に、競争入札に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならないという項目があるんですね。この点は宿毛市も同じです。なるべく5人以上。四万十市も、なるべく6人以上と定められているとのことです。

しかしながら、このなるべくというアバウトな文言、例えば指名業者が4者しか集まらなかった場合でも、問題がなければ4者でも入札しますよとおっしゃっておいりました。

本市の電気工事業者は、先ほどお伝えしたように、比較的若く、しかもしっかりした経営者が多い。先ほど言いましたけども、入札の目的は、公的契約を公正かつ透明に行い、税金を適正に使うことと書かれております。この税金を払っているのは、電気工事業を含む市民の

皆さん、大勢の方々なんですよね。それなのに、土佐清水市のために先頭で働かなくてはいけない市長、一市議会議員の身勝手に本当に悪質な不正によって、多大な損失を与えてしまったことは責任重大だと思います。

和泉組合長はこうおっしゃっておいりました。本当に真面目に仕事をして、汗水垂らしている人がばからしい状態、ちゃんと技術がある市内の業者がおるのに、何でわざわざ市外の業者に流さないかんがやろう。ほんまにおかしいと思いませんか。

全く同感です。返す言葉がありませんでした。

副市長に伺います。土佐清水市契約規則第24条第1項、競争入札に参加する者を、なるべく5人以上指名しなければいけないとありますが、これを市内事業者4人以上に変更すべきではないでしょうか。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 早川 聡君自席）

○副市長（早川 聡君） お答えいたします。

本市が発注する工事を市内業者が担うことは、市内業者の育成につながるとともに、本市の経済においても非常に重要であると認識しております。

一方で、入札制度は、競争性が確保される必要がありますので、議員が言われる、市内事業者4人以上に規則を変更することは難しいと考えますが、趣旨は理解できますので、今後、他市町村の事例を参考に、市内業者発注取扱いについての方針を定め、公表したいと考えております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） ありがとうございます。市内業者4人以上に規則を変更するのは難しい。これはもう理解できます。しかしながら、市長、市議のせいで、これだけ損失、迷惑をかけているんですよね。清水の仕事は清水の業者ができるようにして、清水にお金が落ちるように、副市長、くれぐれもよろしく願いいたします。

次に、今度は、入札後の結果をどういう形でどのように公表しているのか。誰もがホームページで詳しく内容を見ることができるのか。これも、先に前田議員が質問していらっしゃいますが、改めてお聞きいたします。

総務課長に伺います。落札後、ホームページにどこまで公表しているのか教えてください。

○議長（作田喜秋君） 総務課長。

（総務課長 畑山正王君自席）

○総務課長（畑山正王君） お答えいたします。

入札により落札者が決定し、契約を締結した後に、入札ごとの落札者及び落札額を一月分にまとめ、入札結果として公表しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） そうなんですよ。この表、本市の落札の内容をプリントアウトしたのがこれです。入札日、工事名、落札金額、落札者名が載っております。しかしながら、予定価格や最低制限価格、そして幾つの業者が幾らの提示をしたのか、全く表示がありません。めちゃくちゃ不親切、不透明です。不正があったとしても、何もサインを読み取ることが難しいと思います。

そこで、こちらが宿毛市のホームページにある入札結果の一覧です。知りたい内容がほとんど表示されております。当然予定価格、最低制限価格、そして落札価格、そして入札に参加した業者全ての提示した金額も全て出ています。市民の皆さんがいつでも閲覧できるんです。

担当課に聞きました。こうおっしゃいました。全て公表することによって、不正に対しての市民の皆様への安心感、そして業者も全て公表するに当たって、なぜ自分が出したこの金額でほかの業者に負けたのか、次の入札のためのスキルアップの大きな材料になります。これは、しっかりこれからも続けていきたいとおっしゃっておりました。

私も、一企業の営業部での活動をしているとき、数字を表にすれば、いろいろと見えないものが見えてくると師匠から教えていただきました。これもそのとおりだと思いますね。不正をしていれば、ずっと閲覧していれば何か必ずサインが現れることと思います。四万十市も全く一緒です。全てが表示されています。本市だけがこんなに不親切で不透明な公表の仕方です。冒頭で言ったように、本市の契約規則は何度も改正されています。しかしながら、なぜこんな不透明なままで変えずに置いていたのか。一企業の営業部出身の私には全く理解ができません。不正が分かりにくいように意図的にしていたのではないかと決して思いたくありません。

副市長に伺います。落札後の詳細内容は、誰もが閲覧できるように包み隠さず公開すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 早川 聡君自席）

○副市長（早川 聡君） お答えいたします。

入札参加者、入札金額等を記載した入札記録の公表については、当該入札の契約が締結した後、誰もが閲覧できるよう庁舎1階にある設計書閲覧室に掲示しておりましたが、今後は、ホ

ホームページにおいても同様の入札記録を公表するよう、担当課に指示してまいります。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） ありがとうございます。副市長、御英断ありがとうございます。これで全ての入札結果の内容がホームページで確認できるということです。市民の皆様にもしっかりと監視もしていただけます。ひとまず安心ではないかなと思うわけですが、あとはもうスピーディーにこれを作成していただけるようによろしくお願いいたします。

それでは最後の質問に移る前に、先ほど谷口議員の質問とも少し共通しているところもありますが、宿毛市の担当課から1つヒントをいただきました。宿毛市は、予定価格は事前に公表します。そして使用する商品の型番など事細かく設定しているの、国が定める計算式を使いしっかり積算すれば、限りなく最低制限価格に近くなるように設定をしているということです。事業者のスキルアップにつながっているということで、これもやり続けているということです。本市も、先ほどお伝えしたように、型番が表示されてなく、1万円から二十数万円の幅があって、金額の設定が難しいということも例にありましたので、商品の型番まで細かく親切に心がけての発注をできればしていただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、副市長に最後の質問になります。今後このような事件が二度と起きないようにするために、どうすべきかお願いします。

○議長（作田喜秋君） 副市長。

（副市長 早川 聡君自席）

○副市長（早川 聡君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、まず、第一に、入札制度・運用の透明性の確保と厳格化がございます。いつ、誰が、どのように最低制限価格を算定し決定するかのプロセスを、特定の個人が関与できないよう、より組織的かつ機械的な運用に変更します。また、秘密保持に関するルールの明確化としまして、入札参加者リストや最低制限価格などの重要秘密情報に触れる職員を特定し、その職員に対し、情報漏えいが発生した場合の懲戒処分基準や刑事罰について改めて周知徹底します。

また、倫理・意識改革の徹底としまして、全職員に対する倫理研修の強化があります。職員としての守秘義務と倫理観の再確認、法令遵守の徹底を目的に、官製談合防止法や地方公務員法における罰則規定、不正行為が自治体にもたらす深刻な損害、財政的・信用的を具体的な事例を交えて研修等を行ってまいります。特に、入札情報や最低制限価格が機密情報であることを強く認識させます。

最後に、新谷議員への答弁とも重複いたしますが、市民本位の公正な行政へと生まれ変わるための最大の契機と捉えておりますので、二度と不正は起こさないという強い決意の下、徹底的に、かつ継続的に取組を実行し、一步ずつ、市民の皆様の信頼を取り戻してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） 副市長、ありがとうございます。強い思い伝わりましたので、これからも本当によろしく願いいたします。答弁にもありましたように、こんな大事件があった後ですので、新しく生まれ変わる本当にいいチャンスではないか、私もそういうふうに思います。

それではこの質問をまとめさせていただきます。まず最初に、入札の業者への案内、これは日数に余裕を持って案内をしていただけるようよろしくお願いします。それと最低制限価格に関わる人数を極力少なくして、誰に聞かれても教えられないシステム、これになるようにお願いします。そしてできる限り市内の業者に仕事を回して、市内にお金を落とすように心がけるようにお願いします。最後に、落札後は全ての情報をガラス張りにして、ホームページで誰もが閲覧できるようにすること。よろしくお願いします。そして新谷議員、前田議員もおっしゃっていましたが、外部から監視ができる第三者委員会、これも本当にいいことだと思いますので、こちらのほうも御検討どうかよろしくお願いします。

二度とこのようなことが起きないように、不正ができないように、危機管理をしっかりするべきと思います。この土佐清水市契約規則も決して完成形とは思いませんので、時代の流れに合わせてさらにいい形に改革をしていただけるように、副市長、くれぐれもどうかよろしくお願いします。

それでは2問目の質問に移らせていただきます。今年最後の質問、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税についての質問は本年度、私、毎回お聞きさせていただきました。昨年度、株式会社ふるプロに業務委託をして、素晴らしい業績を上げ続けています。市民の皆さんもたくさんの方々が楽しみにしておられます。

さて、前回9月の質問のときは、昨年対比、件数が2.3倍、金額でも2.8倍ということでしたが、観光商工課長に伺います。令和7年度の事業実施状況について伺います。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 横山英幸君自席）

○観光商工課長（横山 英幸君） お答えいたします。

本年度のふるさと納税の状況につきましては、11月末時点、4月から11月末までの8か月の累計となりますが、寄附件数が2万810件、寄附額が3億161万2,304円というふうになっておりまして、前年同期比で、件数で1.9倍の9,865件の増、寄附額は2.2倍の1億6,533万4,004円の増というふうになっております。

制度改正によりまして、ポータルサイトのポイント付与が廃止される前の9月末までは、昨年の約4倍の寄附額というふうになっておりましたが、廃止された10月以降は、寄附のペースはやや鈍っている状況となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） すばらしいですね。件数で昨年の1.9倍、寄附額が昨年の2.2倍、すばらしいです。11月末現在で、昨年が1億3,628万円、今年が既に3億161万円と、これは一番寄附が動く稼ぎどきの12月、この12月も頑張れば、今年はどこまで行くんだろというのが非常に楽しみなわけなんですけども、最後の質問でございます。

観光商工課長に伺います。既に来年度の計画を練っていることとは思いますが、現時点での来期の展望を教えてください。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 横山英幸君自席）

○観光商工課長（横山 英幸君） お答えいたします。

本会議の補正予算におきまして、今年度の最終寄附額を最大5億円と見込んだ予算を補正計上させていただいているところですが、来年度、令和8年度につきましても、まだ予算要求段階ではございますが、寄附額を5億円と見込んだ予算要求を行っております。

令和6年度からポータルサイト運営支援業務を外部に委託し、インターネット検索対策のほか、市場動向に基づいた助言や指導の下、寄附者に選ばれる返礼品を多く用意できたことなどによりまして、この2年間は大幅に寄附額を伸ばすことができっておりますので、来年度につきましても、引き続き外部委託を行いまして、しっかりと連携して取り組んでまいります。

また、ふるさと納税制度の本来の目的であります、地域を応援したい、地域に貢献したいという寄附者の思いを、より一層事業に反映させるため、寄附金の使い道をより具体的に提示し、寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税、この制度の導入を来年度検討しております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 6番、武政健三君。

（6番 武政健三君発言席）

○6番（武政健三君） すばらしいですね。よかったです。来年もふるプロさん、変わらず外部委託するということをお聞きできましたので、来年もどこまで行くのかなって非常に楽しみです。来年の目標は5億円という答弁ありましたですけども、控え目な数字ですね。今年度のように、途中でどかんと補正をかけられるようになることを期待しております。

最後に、本当に先ほど言いました、ふるプロさんに入っていただきまして、寄附額が劇的に増えて本当にうれしい限りであります。しかしながら、これは担当課のチームの皆さんの大きな力があってこそその業績だと私は思います。横山課長、くれぐれもチームの皆さんのことを思い切りたたえてあげてください。よろしく願いいたします。

それでは、本年は最後に嫌な事件がありましたですけども、最後は景気のよいふるさと納税で締めさせていただきます。来年はもっともっと市民の皆様が健康で楽しく明るい年になることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

次に、令和7年12月8日付で、12番、永野裕夫君から同年12月17日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「永野裕夫君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、「永野裕夫君の議員辞職の件」を議題とすることに決しました。

「永野裕夫君の議員辞職の件」を議題といたします。

職員に辞職願を朗読いたさせます。

（事務局朗読）

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

辞職願のとおり永野裕夫君の議員辞職を許可することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、永野裕夫君の議員辞職を許可することに決しました。

次に、市長提出、議案第54号から議案第76号までの議案23件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会等の日程は、予算決算常任委員会は、11日午前9時から、総務文教常任委員会は12日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分からそれぞれ開催いたします。

各委員会は、12月17日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月17日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時20分 散 会